

別表十(六)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥ 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書

		事業年度	法人名		
当期特別勘定繰入額のうち損金算入額基準額の合計額 (別表十(六)付表「11」の合計)	1			当期 控除未済欠損金額 (別表七(一)「3」の計)	7
当期所得基準額の 所得金額総計基準額 (別表四「41の①」-「27の①」)	2			所得 欠損金当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	8
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「43」)	3			基準 翌期繰越欠損金額 (7)-(8)	9
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十三)「10」)	4			の 当期所得基準額 (2)-(3)-(4)-(5)-(6)-(9) (125億円を超える場合は125億円) (マイナスの場合は0)	10
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十三)「43」の計)	5			計 当期特別勘定繰入額のうち損金算入額 (1)と(10)のうち少ない金額	11
計 関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」)	6				
当期益金算入額の計算					
特定株式につき経済産業大臣による証明書が交付されない場合の益金算入額 (別表十(六)付表「13」の合計)	12			当期 益金算入額 (12)+(13)	14
同上以外の場合の益金算入額 (別表十(六)付表「14」の合計)	13				

「11」欄

特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の13第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00656」
- ③ 「適用額」欄：「11」欄の金額

別表十(六) 令二・四・一以後終了事業年度分